

奈良三彩小壺とその出土遺跡について

奥村 清一郎

1. はじめに

奈良三彩とは、唐三彩にならって奈良時代に生産された鉛釉を基調とする多彩釉陶器のことで、一般的な理解としては、緑釉・褐(黄)釉・白釉(透明釉)の3種類の釉薬を塗り分けた三彩陶と、緑釉・白釉の二彩陶とを総称して奈良三彩と呼び、緑釉単彩あるいはごくまれにしかみられないが、黄釉単彩、白釉単彩などとは区別してとり扱われているようである。また、その名のしめすとおり、奈良時代すなわちほぼ8世紀代全般にわたって、壺・小壺・多口瓶・浄瓶・長頸瓶・鉢・杯・皿・碗・鼓胴・火舎・托などの各種の器形の三彩陶が生産されたが、日常雑器とされる土師器・須恵器と比較した場合、その生産個体数は極めて少なく、仏具あるいは祭祀具、宝器として珍重された高級陶器であることは言をまたない。

その生産については、正倉院文書の『造仏所作物帳』の中に関連する記述がある。以下に引用するとおりである。

瓷坏料土二千五十斤自肩野運車五両

賃銭四百文車別八十文

瓷坏烧料薪橡三百七十四村自山口運車六十七両

賃銭一貫四百七十四文車別廿二文

造瓷坏四口別口徑八寸

瓷油坏三千一百口別口徑四寸

用黒鉛一百九十九斤熬得丹小二百卅四斤

緑青小十七斤八両丹和合料

赤土小一斤四両一升丹和合料

白石六十斤丹和合料

猪脂一升鉛熬調度

塩二升七合鉛腊料

膠二斤四両丹并緑青等合料

紗四尺丹飾料

絶三尺石飾料

葛布六尺土飾料

この文献については、既に福山敏男博士を始めとする多くの先学のすぐれた業績がある。以下、簡単にみておこう。まず上記の『造仏所作物帳』は、天平五年(733年)から1か年かけて行われた興福寺西金堂の造営に関するものであることが知られている。^(注1)生産体制については、官の必要に応じて特別発注されたもので、臨時的かつ小規模に官窯において生産されたものとされている。またその窯跡については、現在のところ確実なものは知られていないが、既存の窯すなわち官瓦窯を利用して焼かれた可能性が示唆されている。^(注2)しかし、年代は新しくなるが、最近京都府亀岡市篠窯跡群や京都市西京区石作窯跡群などで、「おむすび」形平面を呈する緑釉窯数例が検出されているので、簡単な平窯を構築して焼いていた可能性も考えられる。技術的には、白い素地を得るために、肩野すなわち現在の大阪府交野市あたりから土を取り寄せ、低火度(約800度)で二度焼きしたものと考えられる。釉薬は、黒鉛と白石(石英)を原料として透明釉を作り、これに緑青を混ぜて緑釉を、赤土(酸化鉄)を混ぜて褐(黄)釉をそれぞれ作る。そして素地と釉薬との固着剤として、膠が用いられたものと考えられている。

さて、小稿は上記のようにして作られた、各種の器形の三彩陶器の中でも、発掘調査によって最も数多く検出されていると思われる三彩小壺およびその蓋をとりあげ、とくにその出土遺跡について再検討を行い、従来単に祭祀遺物として片づけられてきた三彩小壺のもつ特異な性格の一端を解明しようとするものである。

2. 製作技法と年代

ここでは、三彩小壺の製作技法と年代について、簡単に整理しておきたい。

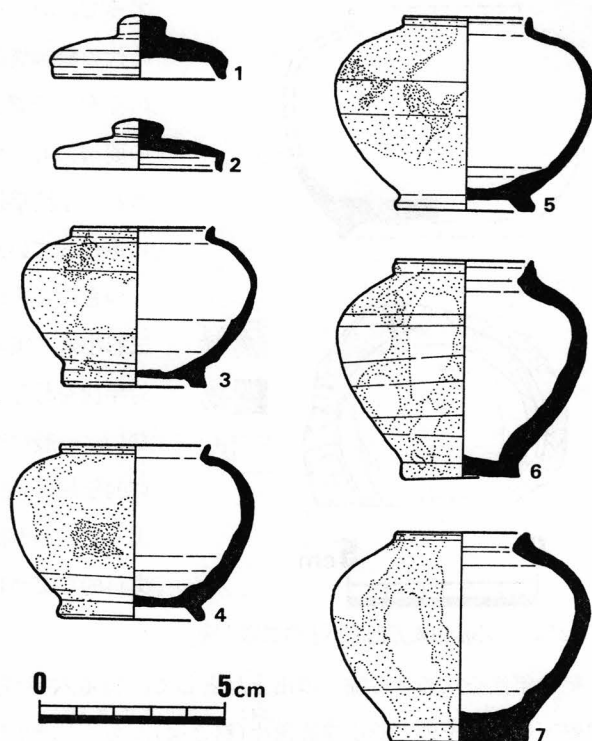
まず交野などからとり寄せた白っぽい良質の土を精選して、砂粒の少ないキメ細かな粘土を作り、これをもとにロクロ水挽き成形によって器形を整え、器表面はていねいにヨコナデ調整する。身の器形は、いわゆる薬壺形を呈する壺Aをミニチュアにしたもので、球形または扁球形の体部に短く立ち上がる口縁部がつく。底部のつくりは、貼りつけの輪高台のものと糸切り底のもの2種類あり、前者が大多数を占める。後者の類例としては、福岡県沖ノ島1号遺跡出土資料の中に、二彩のもの3個体(第1図6・7)があるにすぎない。圧倒的多数を占める前者には、体部が球形に近いものや「玉ねぎ」形のものなど、脚部は外方へしっかりとふんばるものや断面三角形の小さなものなど、細部を観察するとさまざまなタイプがある。法量は、全体を通観して器高4~9cm前後、最大腹径5~8cm前後の間におさまるが、数としては、器高、最大腹径ともに5~6cm前後のものが大多

数を占める。上記の身と組み合う蓋は、大型品のそれと同様、平たい天井部から下方へ折れ曲がる短い縁部をもつもので、天井部の中央に扁平なつまみを貼りつけた外被せ式のものである。法量は径4～6cm前後、器高2～3cm前後の間にさまる。

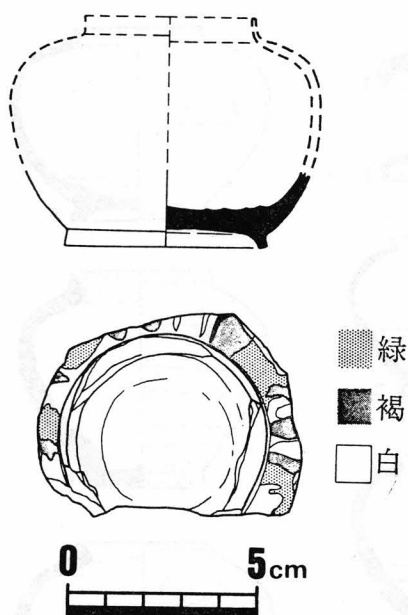
こうして作られた「素地」は乾燥、素焼きの後、釉薬が塗りわけられ、再度窯入れされて仕上るわけである。釉薬は刷毛または筆で塗りわけられたと考えられ、三彩・二彩を通じて外面の釉調は、緑釉部分が最も大きな面積を占め、反面褐釉部分はごくわず

かしかみられない。これは小壺に限ったことではない。釉がけにあたっては、白釉部分を鹿の子斑に塗り残しながら緑釉を広範囲にわたって施すが、その緑釉部分の中央部にもわずかではあるが褐釉用の露胎部を確保しておき、引きつづき透明釉と褐釉とをそれぞれ露胎部にかけ分け、さらに内面と底部外面にも余すところなく透明釉を施すのを原則としている。上に述べた緑釉と透明釉のかけわけ方にも、一定の約束があったらしい。すなわち、蓋はつまみから放射状に3方に緑釉を施すのを原則とし、三彩の場合は緑釉部分の中央より縁部寄りに褐釉部分を設けるのが通例である。身は3方3段に塗りわけれるものと、4方3段に塗りわけれるものとが大多数を占めるようである。例外的な存在として、沖ノ島1号遺跡出土の二彩小壺1点(第1図6)がある。4段に分割し、最上段と最下段は緑釉のみでうめ、中央部のみ5方2段に塗りわけている。報告書では、糸切り底のもの3点(第Ⅱ型式)は、輪高台のもの(第Ⅰ型式)とは、形態や釉のかけ方などが著しく異なっていることから、両者は製作年代・製作工人を異にする所産であろうと記されているが、当を得た指摘であろう。^(注3)

以上、三彩小壺の製作技法について、各工程をとおして概観してきたが、全体をとおし



第1図 沖ノ島1号遺跡出土の三彩・二彩小壺



第2図 小治田安万侶墓出土の三彩小壺

てみて、その形態と技法は画一的であり、平安時代の緑釉陶器のように数多くの生産工人集団の存在を予測させるものではない。おそらく官の要請にもとずき、熟達した須恵器工人が徴用され、平城京近辺の官窯において、これの生産にあたっていたものと推察される。

つぎに年代について簡単に整理しておこう。三彩小壺に限らず、奈良三彩全体をとおして絶対年代を付与しうる資料および史料は極めて少ない。一般に奈良三彩の技術は、第7回遣唐使(704年帰国)または第8回遣唐使(718年帰国)によって、わが国に伝来されたと推定されている。史料的な裏づけはないが、妥当なところである。

絶対年代を求めうる唯一の出土品として、神亀六年(729年)銘の墓誌を伴う奈良県小治田安万侶墓出土の三彩小壺底部片(第2図)^(注4)がある。小治田安万侶が、これをいつごろ入手したかは明らかでないが、729年より以前に奈良三彩の生産が行われていたことをしめす貴重な資料である。また、さきに引用した『造仏所作物帳』から、天平五年(733年)から翌年にかけて行われた興福寺西金堂の造営工事に伴って、三彩陶(杯・鉢類)が生産されたことが窺える。これよりやや年代的にくだる資料として、正倉院三彩の中にある、天平勝宝七年(755年)の墨書銘の施されたもの3点が知られている。これらの資料からみて、8世紀前半代に奈良三彩の生産が行われていたことは疑いないだろう。紀年銘はなくても、伴出した土師器の形態や手法などから、廃棄年代を奈良時代の中に求めうる発掘資料は、例挙にいとまがない。当時の政治経済の中心地である平城京跡では、「宮内からは120点、京内からおよそ100点の奈良三彩が出土している」^(注5)といわれており、今後の調査の進展によって、この数字は年を追うごとに増えて行くものと思われる。長岡京跡、平安京跡、鳥羽離宮跡などの平安時代の遺跡からも、多数の奈良三彩が出土しているが、これらは胎土・焼成・色調などからみて、伝世品であることは間違いない。では、奈良三彩生産の下限はいつごろか。現在のところ、最も年代的にくだると思われる奈良三彩としては、奈良末あるいは平安初期の作といわれている、沖ノ島1号遺跡出土の糸切り底の三彩小壺(第1図6・7)を挙げうる。糸切り技法の出現期が問題となるが、奈良時代末頃には確実に須恵器の小型壺類や瓶子類に糸切り底あるいは糸切り手法のものがみられるので、この種の三彩

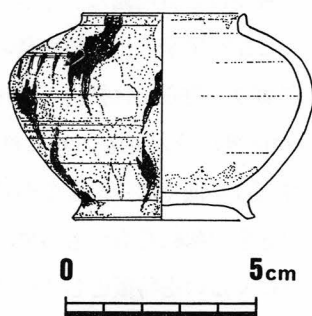
小壺の製作年代についても、敢えて平安初期までくだらせることなく、奈良時代の中におさめておきたいと考えている。こうしてみると、奈良三彩という名称自体についても、いかに適切な命名であったかがわかる。

つぎに三彩小壺の編年試案

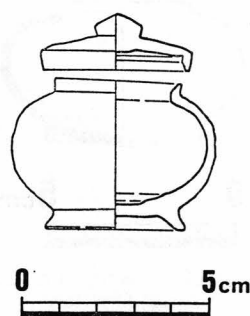
をしめておきたい。極めて大雑把な私見ではあるが、一応Ⅰ期からⅣ期までの4期に分類してみた。各期の概要は以下のとおりである。

Ⅰ期は、大型の薬壺形品(壺A)のミニチュア化が模索されていた段階で、いくつかの試作品が製作されたが、後にみるような、いわゆる三彩小壺としての定型化・規格化は未だみていない。具体例としては、岡山県熊山戒壇遺跡出土品と、小治田安万侶墓出土品(第2図)がある。群馬県上野国分寺跡からも類品が出土しているが、法量的に少し大きく、三彩小壺とするには少し難があるので今回は割愛した。熊山戒壇遺跡出土例は、蓋ともの総高3寸5分(約10.6cm)を測る大型品である。余り胴が張らず、少し肩のつく体部と、外方へしっかりとふんばる高台をもつものである。ところが残念なことに、古くに盗難に遇って詳しいことはわからない。小治田安万侶墓例は、これよりやや小さめであるが、高台径5.4cmを測るもので、やはり通常のものより一まわり大きい。熊山戒壇遺跡出土例と同様、胴のあまり張らない体部をもつものと推定される。高台は外方へふんばるが、小さいものである。

Ⅱ期は、法量・施釉法などの点において、定型化・規格化が確立された段階で、画一的な規格品が、官の要請に応じて量産されたものと推測される。その中には、数多くの優品を含んでおり、三彩小壺生産の最盛期とみてよいだろう。法量は、器高5cm前後、最大腹径6cm前後にほぼ統一されるようである。胴部が丸く張り出した扁球形の体部と、外方にしっかりとふんばる高台をもつもので、最大腹径は器高の中位よりやや上にくるものが多い。^(注6)群馬県松峯遺跡出土品(第3図)、奈良県七条山遺跡出土品、同土師器山遺跡出土品、岡山県大飛鳥遺跡出土品(第4図)、福岡県沖ノ島1号遺跡出土品(第1図3～5)などがⅡ期を代表する製品とみられる。



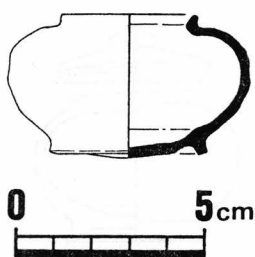
第3図 松峯遺跡出土の三彩小壺



第4図 大飛鳥遺跡出土の三彩小壺



第5図 平城京跡左京二条六坊出土の三彩小壺



第6図 下神遺跡出土の三彩小壺

Ⅲ期は、衰退期にさしかかった段階とみてよい。Ⅱ期のものに比べて全体に釉の発色のさほど良くない粗悪品が出回っており、明らかに技術の低化現象が窺える。法量は、器高4 cm前後、最大腹径6 cm前後のもの、つまりⅡ期に比べて高さだけが低くなったものが多い。胴部の大きく張り出した玉ねぎ形の体部をもつもので、最大腹径は器高のほぼ中位あたりにくるのを特徴としている。器壁は、Ⅱ期のものに比べて、いくぶん分厚い。高台は、外方へしっかりとふんばるものと、

ふんばりの弱い断面矩形のものともみられる。この期に含まれる資料としては、長野県下神遺跡出土品^(注7)(第6図)、奈良県平城京跡左京二条六坊出土品^(注8)(第5図)、兵庫県生田遺跡出土品などがある。Ⅳ期は、三彩小壺はもとより、奈良三彩全体についても最終段階に位置づけることができる。具体例としては、上にも述べたとおり、沖ノ島1号遺跡出土の第Ⅱ型式と呼ばれている。糸切り底の二彩小壺(第1図6・7)3点が知られるのみで、現状では奈良末期における1度の操業による可能性も多分に認められる。法量は、器高6 cm前後、最大腹径7 cm前後。球形というより、イチジク形に近い体部と、切り放しの糸切り底とをもつ。口縁部はわずかに立ち上がり、断面は三角形を呈する。器壁は分厚い。

上期の各期の年代観について、以下に簡単にふれておきたい。Ⅰ期の年代については、絶対年代の判明している小治田安万侶墓出土例から、その下限を神亀六年(729年)よりさほどくだらない時期に求めることができる。上限については、上にも記したが、第7回遣唐使によって三彩の技術がわが国にもたらされたと考えた場合は704年に、第8回遣唐使によると考えた場合は718年に求めうるが、小壺の生産が伝来当初から行われたとは限らないので、8世紀の初頭よりややくだる頃に求めることができる。Ⅱ期の年代を類推する根拠に乏しいが、Ⅰ期につづく8世紀の前半代から中葉にかけての頃と考えられる。このⅡ期とはほぼ重なる聖武朝における二度にわたる遣唐使によって、盛唐の優れた文物がわが国にもたらされたが、この時に数多く輸入されたと思われる唐三彩の影響を受けて、国産品である奈良三彩も優れた作品が数多く生み出されたものと推察しうる。つぎのⅢ期の年代についても、類推する根拠に乏しい。平城京跡左京二条六坊から出土したものは、浅い土坑内から、墨書人面形土器、土馬などとともに一括投棄された状態で見いだされたもので、伴出遺物の型式などから投棄年代を8世紀後半代に求めうる資料である。和同開珎、神功開宝を伴った生田遺跡出土品も、埋納時期を8世紀後半代頃に求めて大過ないだろう。ここでは一応、Ⅲ期の存続年代を、大づかみであるが8世紀後半代の中におきたい。Ⅳ期の年代観については、既に記したとおり、8世紀末葉でも長岡遷都(784年)以前のごく限



第7図 三彩小壺分布図

定された期間としておきたい。

3. 出土遺跡の再検討

三彩小壺は、昭和61年3月現在までに管見にふれたものを集計すると、全国54ヶ所から出土している。出土地(伝承地、伝世地を含む)の分布状況は、第7図にしめすとおり、北海道、東北、四国(本島)を除く各地方から出土している。このほか、福岡県沖ノ島、岡山県大飛島、香川県櫃石島、三重県神島などの海上に浮かぶ離島にもおよんでおり、この遺

物の分布上の特徴として挙げることができる。数量比的な検討については、十分調査できていないが、概算で身と蓋とを別々に数えると、120個体を越えるものと思われる。地方別の傾向をみると、全出土個体数の半数近くが近畿地方から出土しており、中部、中国、九州の各地方から20個体前後、関東地方から10個体前後がそれぞれ出土している。さらにこまかくみると、近畿地方では当然のことながら、平城京跡、南都諸大寺を擁する奈良県が最も多く、30個体前後出土している。これに次ぐのが長岡京跡を中心に比較的まとまっている京都府で、18個体を数えることができる。中部、中国、九州の各地方の出土数20個体前後の背景には、それぞれ10数個体から20個体前後まとまって出土した祭祀遺跡を各1ヶ所ずつ擁していることによる。すなわち、中部地方の石川県寺家遺跡(13個体)、中国地方の岡山県大飛島遺跡(20個体)、九州地方の福岡県沖ノ島1号遺跡(17個体)などがこれにあたる。この3つの祭祀遺跡と平城、長岡両京跡を除く大多数の遺跡は、1ないし数個体を出す程度である。

つぎに、これらの三彩小壺を出す遺跡について、(1)祭祀遺跡、(2)宮殿・都城跡、(3)寺院跡、(4)官衙跡、(5)墳墓跡、(6)集落跡、(7)その他の7つの類型に大別して概観してみたい。

(1) 祭祀遺跡

祭祀遺跡の中でも最も重要視されるのは、海の祭祀に関係する遺跡で、この遺物が他の三彩陶器にはみられない特異な性格——海神へ供献するための祭祀具——をもつものとして特別な取り扱いを受けていたことをしめしている。これに該当する遺跡としては、福岡県沖ノ島1号遺跡、岡山県大飛島遺跡、香川県大浦浜遺跡、三重県神島八代神社、石川県寺家遺跡などが知られている。沖ノ島は玄海灘に浮かぶ孤島であるが、祭祀遺跡としてはわが国でも最大規模を誇るもので、海の正倉院とも呼ばれている。既に細部にわたる報告書が刊行されているので多言を要しないが、九州と朝鮮半島とを往復する海上交通の安全を海神に祈願する祭祀が、国家的意図のもとに、全島の各地点において、古墳時代以降連続ととり行われていたことをしめしている。三彩小壺は計17個体出土しており、1遺跡からの出土点数は、大飛島遺跡の20個体に次いでいる。大飛島遺跡、大浦浜遺跡も同様に瀬戸内海航路の安全を祈願して奉納されたものであろう。大飛島遺跡のある大飛島は、瀬戸内海のちょうど真中にある島で、潮の流れの変化の激しいポイントであることが知られている。瀬戸内海には、ほかに同じような離島の一角を占める祭祀遺跡がいくつか知られており、今後類例が増える可能性は高いものと推測される。神島八代神社の所蔵品も、海岸の祭祀遺跡に伴う可能性の高いものである。鳥羽市の沖合いにある神島は、伊勢湾と太平洋との接点に位置していて、潮の流れの激しいところとして知られており、ここでも海の祭祀が盛んにとり行われたものと推察される。また、伊勢神宮との関係も想定されてい

る。寺家遺跡は、上にみた離島の遺跡とは異なり、海岸の砂丘上を占める複合遺跡であるが、立地条件や三彩小壺の多数(13点)供献などからみて、海の祭祀に関する遺跡としての側面を有することは認めてよいだろう。日本海沿岸各地方を結ぶ海上交通の安全、あるいは渤海使の航海の安全を祈願する祭祀が、気多神社によってとり行われたものと推測される。

上にみた海の祭祀と対称に、山の祭祀に関係する遺跡からも出土している。現在のところ、岡山県熊山戒壇遺跡、福岡県宝満山山頂遺跡、奈良県土師器山遺跡などの諸遺跡を挙げることができる。熊山戒壇遺跡は、山頂に築かれた方形の石積遺構群で、そのうちの一基から筒形陶製品に納められた三彩小壺1組が出土した。遺跡の性格については、塔婆の一種とみる見解もあるが、ここでは広く山頂の祭祀遺跡としておきたい。宝満山山頂遺跡は、大宰府遺跡を眼下に見おろす山頂にある祭祀遺跡である。山の神を鎮める祭祀が、大宰府によって奉斎されたものと推察しうる。土師器山遺跡は、丘陵の稜上から土師器、万年通宝などとともに三彩小壺を出した遺跡で、同種の祭祀遺跡とみてよいものである。

(2) 宮殿・都城跡

三彩小壺が出土した宮殿跡として、奈良県平城宮跡、京都府長岡宮跡、京都府鳥羽離宮跡の3遺跡が知られている。平城宮跡からの出土点数については、十分調査できていないが、身・蓋ともに数点程度であろうと推測される。長岡宮跡からは2点、鳥羽離宮跡からは1点がそれぞれ出土しているにすぎない。恭仁宮跡、難波宮跡からの出土例をきかないので、とくに宮廷祭祀と結びつくような要素は認められないのが現状である。

都城跡出土の三彩小壺の資料としては、平城京跡出土の10個体前後、長岡京跡出土の7個体、平安京跡出土の1個体が知られている。これらは、出土地点や遺構によってさらに邸宅跡、市跡、溝・川跡などに細分される。

邸宅跡出土例としては、平城京跡左京四条四坊、同左京五条二坊、同左京六条三坊、同左京九条三坊、同左京二条六坊、長岡京跡左京四条二坊、同右京六条一坊などがある。この中には、墨書人面形土器や人形を伴って土坑内から見いだされた、平城京跡左京二条六坊出土例のように、宅地内での祭祀に供された例もあるが、多くのものは官人・貴族層の所管になる宝器としての性格を付与しうるものと思われる。

市跡から出土した例としては、平城京跡西市跡から出土した二彩の蓋がある。市でとり行われる祭祀に供されたものと推測される。

溝・川跡出土例としては、平城京左京八条三坊の東堀河、長岡京跡五条大路側溝、同左京一条二坊の大路側溝、同右京三条二坊の西二坊大路と重なる古墳周濠、平安京跡左京九条二坊の川跡などから出土したものがある。これらは、諸々の官営の祭祀に伴って水中に

投げられたと思われるもので、人形、土馬、墨書人面土器、ミニチュアカマドなどと似通った性格を付与しうるものである。

(3) 寺院跡

寺院跡出土例としては、千葉県上総国分寺、同国分尼寺、奈良県安倍寺、同大安寺、同薬師寺、同興福寺一乗院、大阪府新堂廃寺、京都府南春日町遺跡、兵庫県猪名寺廃寺などが知られている程度で、他の器形の三彩陶器と比較すると、寺院出土例に極めて乏しいことがわかる。仏器として寺院に所管されることが極めてまれな器物であることは、認めてよいだろう。

(4) 官衙跡

都城跡を除いた官衙関係遺跡出土例も極端に少ない。可能性あるものも含めても、神奈川県四之宮下ノ郷遺跡、山梨県黒頭遺跡、京都府上津遺跡の3遺跡を挙げうるにすぎない。このうち、黒頭遺跡から出土したものは、白釉単彩陶であるので、これまで述べてきたいわゆる三彩小壺の範疇からは外れる可能性がある資料である。また、上津遺跡の性格については、一応泉津関係官衙として分類したが、評価が確定したわけではない。三彩小壺は計4点出土しているが、1ヶ所からの出土点数としては比較的多い部類に属しており、木津川に臨む砂層をベースとする自然堤防上を占める立地条件などから、(1)の海の祭祀と似通った性格の「川の祭祀」に供された可能性が認められるものである^(注10)。こうしてみると、確実に国衙・郡衙などの地方官衙遺跡に伴出した三彩小壺はほとんどないことになるが、これは後でふれる群馬県十三宝塚遺跡など、とくに郡衙跡については郡衙であるとの確証が得られないケースが多いことにもよるものと推定される。

(5) 墳墓跡

墳墓跡から出土した三彩小壺としては、現在のところ奈良県小治田安万侶墓出土例ただ1点が知られているのみである。絶対年代の明らかな唯一の三彩陶であることは既に述べたが、この資料から、三彩小壺が従四位下の高位にまで昇った貴族の個人的所有物であったことが窺える。このほか、平城・長岡両京跡の邸宅跡推定地区から出土している資料のいくつかについても、上級官人層・貴族層の所蔵品と考えうるが、宝器として珍重はしても、小治田安万侶のように、死後の世界にまで持ちこむ風習はなかったものと思われる。

(6) 集落跡

集落遺跡から出土した例としては、群馬県十三宝塚遺跡、同桧峯遺跡、千葉県江地山遺跡、同白幡前遺跡、長野県前山中道遺跡、同中道遺跡、同下神遺跡の7遺跡がある。中部・関東地方に集中する傾向がうかがえる。このうち、十三宝塚遺跡例は、郡衙または寺院に近接する堅穴住居内から出土したもので、郡衙あるいは寺院に直接関係する人物または

その子孫の所管品と考えられる。郡衙跡とすれば、官衙跡に伴う数少ない資料となるが、巽淳一郎氏は三彩陶を多数伴出したことから、寺院跡の可能性があると^(注11)している。

桧峯遺跡、前山中道遺跡、中道遺跡、下神遺跡の各遺跡出土例は、いずれも堅穴住居に伴ったもので、奈良～平安時代に属する、一般集落遺跡である。桧峯遺跡については、官衙関係遺跡との関連性を説く見解があるが、^(注12)位置関係その他において無理がある。また、前山中道遺跡と中道遺跡については、東山道に近いことから道を祭る祭祀に関係するとみる見解があるが、^(注13)これもまた根拠に乏しい。これらの三彩小壺の中には、何世代かにわたって伝世された、平安時代のものもあるが、どれも出土遺構・遺跡などに特別な意味を見だし難いのが実状である。したがって、入手経路その他の経緯はよくわからないが、少なくとも廃棄時においては、一般庶民の所持品であったとみてよいだろう。このようなあり方が、東国のみに限ってみられることの意味については、よくわかっていない。

(7) その他

上記の6つのタイプのいずれにも属さない、詳細不明の資料がいくつかある。奈良県大福遺跡、同七条山遺跡、兵庫県生田遺跡、福岡県早良郡(伝)の各遺跡がこれに該当する。このうち、瓔珞、和同開珎、神功開宝を伴った生田遺跡は、墳墓または祭祀遺跡の可能性が高い。古代山陰道に近いことから、道の祭祀に関係するとみる説もある。^(注14)大福遺跡例は、包含層から出土したもので確証はないが、一般集落に伴う資料となる可能性がある。報告者は、「一般的な住居址とは考えられないが、郡衙などの大規模な公的な建物とも考えられない。」と述べている。^(注15)京都府桑飼下遺跡出土例も一般集落に共伴する可能性のある資料であるが、報告書では祭祀的な解釈がしめされている。^(注16)七条山遺跡、伝早良郡の2例については、出土位置、伴出遺物等の情報を欠く資料で、現在のところ意味づけがむずかしい。

4. ま と め

前項では、先行業績に学びながら三彩小壺が出土した遺跡の再検討を行い、これを7つの類型に分類して概観してみた。その結果、(7)のその他としたものを除いて、祭祀遺跡、宮殿・都城跡、寺院跡、官衙跡、墳墓跡、集落跡のあらゆる性格の遺跡から出土していることが判明した。これは、同じ三彩陶器の中でも、他の器形にはみられない、小壺特有の属性とみてよいだろう。

用途については、全出土点数のうち過半数のものが何らかの祭祀に供されたことは間違いない。祭祀遺跡はもとより、宮殿・都城跡、官衙跡出土の資料のうちの多くは、官宮の各種の祭祀に用いられたものと思われる。沖ノ島1号遺跡、大飛鳥遺跡、寺家遺跡などの

各地に点在する祭祀遺跡出土資料についても、国家的な規模で奉斎された祭祀に伴うものらしいことは、既に先学諸氏の説くところである。ところが、上記の公的な祭祀といっても、前項でも述べたとおり官衙遺跡出土例は比較的乏しいので、国衙・郡衙などの地方官衙はほとんど関与しないような祭祀形態であったと推察される。つぎに、三彩小壺が上に述べたような祭祀遺物として成立した年代について、簡単にみておきたい。さきの検討で模索段階とした、Ⅰ期の段階には既に熊山戒壇遺跡において、山頂の祭祀に供されているが、海の祭祀、都城域での祭祀など各種の祭祀に三彩小壺が登場するのはⅡ期以降で、最終段階のⅣ期に及ぶものと推察される。

このほか、仏具や貴族、官人層あるいは一部の一般庶民層の個人的所有になる宝器として用いられたものがそれぞれ少数あり、その中でも貴族所管品のうちの1点だけが副葬品として墳墓の中に納められたことがわかっている程度である。とくに注意を要するのは、多くの三彩陶器が仏具としての要請にもとづいて生産されたのに対し、この小壺は基本的には仏具のセットの中には組みこまれていなかったものと考えられる点である。正倉院三彩の中に小壺が含まれていないのも、これを裏づける一つの傍証となろう。個人所有の三彩小壺が出現するのは古く、Ⅰ期の小治田安万侶墓例がある。都城跡でも邸宅推定地出土品のいくつかは、貴族・官人層の個人的所有物の残欠と推察される。多くはⅡ期以降に所属する資料であろう。東国の堅穴住居内から出る、一般庶民層所有の三彩小壺についても、Ⅱ期以降に伝流したものと考えられる。

表1 奈良三彩小壺出土地名表

番号	所在地	遺跡名	遺跡の性格	内 訳		備 考
				身	蓋	
1	群馬県佐波郡堺町大字伊与久	十三宝塚遺跡	郡衙・寺院関連集落跡	二彩1		堅穴住居内から出土、他に三彩火舎・托・杯、二彩皿あり
2	群馬県前橋市上泉町字松峯	松 峯 遺 跡	集 落 跡	三彩1		堅穴住居内から出土
3	群馬県富岡市一ノ宮	貫 前 神 社		三彩1		上野国一ノ宮、社宝(伝世品)、神社付近出土か
4	千葉県市原市惣社	上総国分寺	寺 院 跡	三 彩		
5	千葉県市原市国分	上総国分尼寺	寺 院 跡	三 彩		
6	千葉県市原市字山田橋	坊 作 遺 跡	寺 院 集 落	三 彩		
7	千葉県成田市荒海	江 地 山 遺 跡	集 落 跡	三 彩		
8	千葉県八千代市萱田	白 幡 前 遺 跡	集 落 跡	三 彩		
9	神奈川県平塚市	四之宮下ノ郷遺跡	官 衙 跡	二彩1		井戸内出土
10	山梨県東八代郡御坂町黒頭	黒 頭 遺 跡	官 衙 跡	白釉単彩		他に緑釉陶片あり

奈良三彩小壺とその出土遺跡について

番号	所在地	遺跡名	遺跡の性格	内 訳		備 考
				身	蓋	
11	長野県佐久市前山	前山中道遺跡	集 落 跡		二彩 1	竪穴住居内
12	長野県上伊那郡箕輪町	中 道 遺 跡	集 落 跡		三彩 1	竪穴住居内
13	長野県松本市神林	下 神 遺 跡	集 落 跡	三彩 1		竪穴住居内から出土
14	石川県羽咋市寺家	寺 家 遺 跡	祭祀遺跡	三 彩	三 彩	計13片出土, 他に三彩陶枕あり
15	三重県鳥羽市神島	神島八代神社	祭祀遺跡	三彩 1		社宝(伝世品), 他に緑釉壺あり, 海岸採集品か
16	奈良県桜井市阿倍	安 倍 寺	寺院跡	三 彩		他に唐三彩腹あり
17	奈良県桜井市大福	大 福 遺 跡			三 彩	
18	奈良県山辺郡都祁村蘭生	土師器山遺跡	祭祀遺跡	三 彩	三 彩	
19	奈良県山辺郡都祁村甲崗	小治田安万侶墓	墳 墓	三 彩		
20	奈良県奈良市七条町	七 条 山 遺 跡		三彩 1	三彩 1	
21	奈良県奈良市大安寺町	大 安 寺	寺院跡	三 彩	三 彩	唐三彩陶枕, 三彩陶枕, 二彩瓶等あり
22	奈良県奈良市西ノ京町	薬 師 寺	寺院跡	二 彩		三彩火舎・多口瓶・鉢・瓶, 二彩瓶等あり
23	奈良県奈良市登大路町	興福寺一乗院	寺院跡		二彩 1	三彩油杯・瓶・火舎, 二彩瓶・小型火舎, 緑釉カマド・釜等あり
24	奈良県奈良市佐紀町	平 城 宮 跡	宮 殿 跡	三 彩	三 彩	三彩, 二彩, 緑釉各器形あり
25	奈良県奈良市三条宮前町	平 城 京 跡	都 城 跡	三 彩		左京四条四坊, 邸宅
26	奈良県奈良市大安寺町	平 城 京 跡	都 城 跡	三 彩		左京五条二坊, 邸宅官衙
27	奈良県奈良市大安寺町	平 城 京 跡	都 城 跡	三彩 1		左京六条三坊, 邸宅
28	奈良県奈良市東九条町	平 城 京 跡	都 城 跡	三彩 2	三彩 1	左京八条三坊, 東堀河下層
29	奈良県奈良市東九条町	平 城 京 跡	都 城 跡	二 彩		左京九条三坊, 邸宅
30	奈良県大和郡山市九条町	平 城 京 跡	都 城 跡	二彩 1		右京八条一坊, 側溝
31	奈良県大和郡山市	平 城 京 跡	都 城 跡		二 彩	右京八条二坊, 西市
32	奈良県奈良市北魚屋西町	平 城 京 跡	都 城 跡	三彩 1		左京二条六坊
33	大阪府富田林市新堂	新 堂 廃 寺	寺院跡	三 彩		
34	京都府相楽郡木津町	上 津 遺 跡	津関係官衙	三彩 2 二彩 1	三彩 1	他に三彩托・壺蓋あり
35	京都府乙訓郡大山崎町円明寺夏目	百 々 遺 跡	官衙関係	三彩 1		西国街道に隣接, 溝SD0202出土
36	京都府長岡京市開田	長 岡 京 跡	都 城 跡	三彩 2		五条大路側溝出土 他に三彩小型火舎脚あり
37	京都府長岡京市東神足二丁目	長 岡 京 跡	都 城 跡	二彩 1		右京六条一坊三・四町, 邸宅
38	京都府長岡京市今里四丁目	長 岡 京 跡	都 城 跡		二彩 1	右京三条二坊十五町, 古墳周濠SD8210

番号	所在地	遺 跡 名	遺跡の性格	内 訳		備 考
				身	蓋	
39	京都府向日市鶏冠井町森本	長岡宮跡	宮殿跡	二彩1	二彩1	川跡SD8701出土
40	京都府向日市鶏冠井町十相	長岡京跡	都城跡		二彩1	左京一条二坊十一町, 大路側溝出土
41	京都府向日市上植野町鴨田	長岡京跡	都城跡	二彩1		左京四条二坊三町, 邸宅跡内溝SD3001出土
42	京都府京都市伏見区羽束師菱川町	長岡京跡	都城跡		二彩1	左京四条三坊三町
43	京都府京都市伏見区竹田中殿町	鳥羽離宮跡	宮殿跡	三彩1		
44	京都府京都市南区西九条春日町	平安京跡	都城跡	二彩1		左京九条二坊, 川跡出土
45	京都府京都市西京区大原野南春日町	南春日町遺跡	寺院跡		二彩1	溝内出土, 奈良末~平安初
46	京都府舞鶴市桑飼下	桑飼下遺跡	集落跡	二彩1		包含層出土
47	兵庫県氷上郡山南町生田1845	生田遺跡		三彩1		単独出土, 内から瓔珞・和同開珎・神功開宝出土
48	兵庫県尼崎市猪名寺	猪名寺廃寺	寺院跡	二彩		
49	岡山県赤磐郡熊山町奥吉原	熊山戒壇遺跡	祭祀遺跡	三彩1	三彩1	筒形陶器の中から出土, 通高三寸五分
50	岡山県笠岡市大飛島洲	大飛島遺跡	祭祀遺跡	三彩7	三彩13	
51	香川県坂出市櫃石大浦浜	大浦浜遺跡	祭祀遺跡	三彩1	二彩1	
52	福岡県宗像郡大島村沖ノ島	沖ノ島1号遺跡	祭祀遺跡	三彩2 二彩9 不明1	三彩1 二彩4	
53	福岡県太宰府市大字北谷字宝満	宝満山山頂遺跡	祭祀遺跡	三彩1		
54	福岡県早良郡(伝)			三彩1	三彩1	

本稿を草するにあたって, 下記の方々・機関にはいろいろとお世話になった。末筆ながらお礼申し上げるとともに, にわか仕立ての駄文に終始し, 御好意に報いられなかったことを深くおわび申し上げたい。穴沢呷光, 岩崎 誠, 岡崎晋明, 国下多美樹, 群馬県立歴史博物館, 清水みき, 玉村登志夫, 堀内明博, 山口 博, 山中 章, 吉村正親(敬称略)。

(奥村清一郎=京都府教育文化庁財保護課技師)

注1 福山敏男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」(『日本建築史の研究』所収) 昭和18年

注2 田中 琢「鉛釉陶の生産と官営工房」(『日本の三彩と緑釉』五島美術館) 昭和49年

注3 第三次沖ノ島学術調査隊『宗像沖ノ島』宗像大社復興期成会, 昭和54年

注4 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館『日本古代の墓誌』昭和52年

注5 巽淳一郎『陶磁(原始・古代編)』(『日本の美術』第235号, 至文堂) 昭和60年

注6 中沢充裕「群馬県前橋市松峯遺跡出土の奈良三彩小壺」(『考古学雑誌』第68巻第4号, 日本考古学会) 昭和58年

注7 熊谷康治ほか『松本市下神・町神遺跡緊急発掘調査報告書』(『松本市文化財調査報告』No. 29, 松本市教育委員会) 昭和59年

- 注8 坪之内徹ほか「大学院・一般教養棟予定地の調査」(『奈良女子大学構内遺跡発掘調査概報』Ⅱ奈良女子大学) 昭和59年
- 注9 小田富士雄「西日本の施釉陶—その出土遺跡を中心に—」(『日本の三彩と緑釉』五島美術館) 昭和49年
- 注10 平良泰久・奥村清一郎ほか「上津遺跡第2次発掘調査概報」(『木津町埋蔵文化財調査報告書』第3集, 木津町教育委員会) 昭和55年
- 注11 注5に同じ。
- 注12 注6に同じ。
- 注13 檜崎彰一「畿内および東日本の彩釉陶器」(『日本の三彩と緑釉』五島美術館) 昭和49年
- 注14 檜崎彰一「日本の三彩と緑釉」(『日本の三彩と緑釉』五島美術館) 昭和49年
- 注15 亀田 博ほか『大福遺跡』(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第36冊, 奈良県立橿原考古学研究所) 昭和53年
- 注16 渡辺 誠ほか『京都府舞鶴市桑飼下遺跡発掘調査報告書』舞鶴市教育委員会 昭和50年